

令和5年12月策定のお大阪府国民健康保険運営方針においては、「府と市町村、国保連合会の連携、協力のもとPDCAサイクルに基づく進捗管理の実施」を定めており、持続可能で安定的な国民健康保険制度の運営に資するよう、令和6年度以降における毎年度、各市町村が進捗管理すべき事項や進め方について、以下のとおり定める。

## 進捗管理すべき事項(大枠)

- I. 運営方針で定める取組内容の実施状況、目標到達状況
- II. 保険者努力支援制度(取組評価分、事業費連動分)の評価点獲得状況
- III. I・IIに加え、特に進捗管理すべき事項(年度ごとの「特定項目」として目標設定)  
⇒【例】窓口における適正な資格管理の実施状況、被保険者に対する健康管理の啓発状況、独自保健事業の事業効果など、国民健康保険の適正かつ効率的な事業運営に資する項目を中心に設定

## 毎年度の進捗管理の進め方

- ① 調整会議(WG)において、進捗管理項目を決定【Plan】(目標年度の前年度に決定)
- ② 各市町村において、目標に向けて取組を推進【Do】
- ③ 各市町村の取組状況をブロック単位で取りまとめ、調整会議(WG)で報告【Check】
- ④ 課題のある取組の改善等を図り、翌年度の進捗管理項目へ反映【Action】

## 期待される効果

- 運営方針に掲げる目標到達により、持続可能で安定的な国保制度を実現
- 保険者努力支援制度の評価点獲得により、交付金を上乗せ
- 予防・健康づくりに資することで、医療費の適正化を実現
- 被保険者が安心して医療サービスを受けることに資する
- 組織内における内部統制体制の確立に資する



など

- ✓ 保険料の抑制
- ✓ 被保険者の負担軽減
- ✓ 国保制度の適正な運営

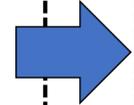
■PDCAサイクルに基づく進捗管理表(国保制度運営に係る取組状況)

ブロック名	政令市ブロック
担当者名	
連絡先	

【ブロック評価の狙い】  
各市町村における自己点検により明らかになる課題をブロックで共有し、翌年度以降に取組むべき具体的な対応策の参考とすることで各市町村の事業を推進し、持続可能で安定的な国保制度の運営に繋げる。

<PDCAサイクルに基づく進捗管理における評価の判定方法>  
●ブロック単位での評価(C(check))の判定について  
ブロック内の各市町村数の実施状況「○」数による割合%をもって評価し、以下のとおり表示

<割合%による選択肢>  
100%→「◎」  
99~75%→「○」  
74~50%→「▲」  
49%以下→「×」



●評価結果に対する分析  
ブロック単位の評価結果(◎、○、▲、×)に対し、ブロック単位で結果の要因等を分析(意見交換)し、ブロックの見解として整理し記載  
<記載内容のイメージ>  
・多くの市町村で目標達成できた要因や、他市町村に横展開できる取組の好事例  
・共通の課題として認識されたもの、ブロックの地域特性を踏まえた課題  
・個々の取組で他から見て不足していると感じた点や、それに対する改善意見  
・オール大阪での取組が必要と考えられる課題

・ブロック単位で割合%によって評価

項番	項目	[P(plan)] 目標計画	[D(do)] 実施状況	評価 (ブロック単位)	評価結果に対する分析 (ブロックの見解)	
		目標計画	取組内容			
1	目標収納率達成に向けた取組 【方針①-3】	① 収納方法に関する取組				
		(1) 43全市町村での口座振替の推進(全市町村において、口座振替を推進する。)	口座振替実施率を上げるための取組を行っている。	◎	新規加入時にキャッシュカードや金融機関届出印の持参を求めたり、保険料当初決定通知書に同封する案内チラシ等にQRコードを表記し、Web口座振替受付サービスを簡易に利用できるようにするなど、口座振替実施率を上げるための取組を行っている。 R6年度末時点の口座振替の実施率 (口座振替登録世帯数÷国保資格世帯数) 大阪市:51.22% 堺市 :41.88%	
		(2) 収納率の維持向上(標準収納率の達成)	標準収納率を達成している。	▲	コロナ減免の終了、団塊世代の後期高齢への移行、外国人世帯の増加、保険料改定や物価高の影響などの要因が重なったことで標準収納率を達成することができなかった。(1市) R6年度末の収納率 大阪市:89.81%(標準収納率91.48%、▲1.67%) 堺市 :94.02%(標準収納率92.98%、1.04%)	
		(3) コンビニ収納、ペイジー収納、スマホ決済の活用(スマホ決済を含め、多様な収納方法を全被保険者に周知する。)	全被保険者あてスマホ決済等の収納方法の周知を実施している。	◎	H30年度にスマートフォン決済を導入し、ホームページ等で周知している。	
		② 滞納整理に関する取組				
		(1) 催告を年1回以上送付(督促とは別に、色付き封筒や差し押さえ予告等の内容を踏まえた催告を実施する。)	催告書類を年1回以上送付している。	◎	現年催告、過年催告、延滞金催告、全喪失世帯への催告、特別療養費の支給対象世帯への催告を随時実施。また、カラー封筒を利用した効果的な催告、差押予告等を実施している。	
		(2) 滞納繰越額の減少(滞納繰越の額を減少する。)	滞納繰越額の減少が図れている。	▲	上の収納方法の取組2と同様の理由で、現年分及び滞納繰越分保険料収納率が前年度に比べ低下し、滞納繰越額が増加した。(1市) R6滞納繰越額※R6年度末時点 大阪市:11,467,587千円(R5比 1,432,680千円増) 堺市 : 2,010,989千円(R5比 ▲108,750千円減)	
		③ 他部署との連携				
		(1) 税部門との連携(税部門と滞納者の情報を共有する会議体等の機会を持ち、連携を行う。)	税部門と滞納者の情報を共有する会議体の機会等を持ち、連携を行っている。	◎	会議体等の機会はないが、税部門との情報共有等により効率的に徴収事務を実施している。	
		(2) 就労部門・福祉部門との連携(生活困窮者を適切に就労部門や福祉部門等に繋げるためのマニュアルを作成する。)	生活困窮者の生活再建を見据えた自立支援のため、就労部門や福祉部門等への窓口紹介などの手順作成など、他部門と連携ができています。	◎	生活困窮者へ就労に関する相談窓口を紹介し、適切な窓口対応を実施している。	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)	
		目標計画	取組内容			
2	第三者行為求償 【方針①-4】	① 市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理(被保険者による傷病届の早期の提出、届出勧奨の推進等、保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定、債権管理の適切な実施)				
		(1) 被保険者による傷病届の早期の提出及び届出勧奨の推進等	被保険者による傷病届の届出勧奨を実施している。	◎	該当レセプト等を確認し、被保険者あてに届出勧奨の通知を行っている。また、医療費のお知らせ同封ビラや、市の広報誌、ホームページにて届出勧奨を実施している。	
		(2) 保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定	保険給付の適正な実施に資する数値目標の設定を行っている。	◎	国通知に基づく第三者行為求償事務に関する数値目標を以下の項目で設定している。 ・被保険者による傷病届の早期の提出割合(国保適用開始から60日以内の提出率) ・保険者による勧奨の取組の効果(勧奨後30日以内の提出率) ・市町村における傷病届受理日までの平均日数 ・レセプトへの「10.第三」の記載率	
		② 第三者行為の早期の把握(第三者行為の確実な把握のための取組強化、関係機関との連携体制の構築)、損害保険関係団体との覚書に基づく連携				
		(1) 関係機関との連携体制の構築	関係機関との連携体制の構築を図っている。	◎	保健所、消費生活センター、消防、医療機関と連携体制の構築を図っている。	
		(2) 損害保険関係団体との覚書に基づく連携	損害保険関係団体との覚書に基づく連携を行っている。	◎	損害保険関係団体と第三者行為による傷病届の作成・提出に関する覚書を締結し、連携を実施している。	
		③ 求償能力の向上、事務手続きの効率化に資する取組の実施(府国保連合会が開催する研修会への管理職の継続的な参加、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士の活用)				
		(1) 府国保連合会が開催する研修会への管理職の継続的な参加	府国保連合会が開催する研修会へ管理職が継続的に参加している。	◎	引き続き基礎知識等の向上を図るため、研修に参加している。	
		(2) 第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士の活用	必要に応じて、第三者行為求償事務に関する技術的助言を行うアドバイザーや弁護士を活用している。	◎	必要に応じて第三者求償アドバイザーや弁護士等を活用し、問題解決に取り組んでいる。	
		(4) 被保険者への制度周知(第三者行為による届出義務、傷病届の作成や提出について損害保険会社から援助が受けられることなど)	被保険者への第三者行為求償制度における周知を行っている。	◎	医療費のお知らせにビラを同封(年一回)し、また、ホームページ等にて制度周知を行っている。	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)	
		目標計画	取組内容			
3	過誤調整 【方針①-4】	① 保険者間調整の実情把握		◎	保険者間調整実施状況一覧表や債権管理表の情報を基に保険者間調整の実施件数等を把握している。	
		② 保険者間調整の円滑化に資する取組(他の保険者(特に被用者保険)に対する制度の理解・協力の求めや、好事例の横展開など)		◎	保険者間調整の場合は、被保険者から同意書を受領し、他の保険者に調整可能か相談している。	
		③ 過誤調整できなかった場合の速やかな債権回収の実施		◎	過誤調整できなかった場合、速やかに被保険者あて返還金通知を送付し、不当利得の返還請求を実施している。また、返納金額が5万円を超える被保険者については、保険者間調整に係る同意書等を通知に同封の上、送付している。	
		④ 過誤調整の未然防止に向けた取組				
		(1) 保険者における資格管理の徹底	被保険者本人に対する定期的な確認や、住民基本台帳担当部署や年金事務所との連携などの資格管理を行っている。	◎	資格確認書等を転送不要の郵便で送付し、居住実態の確認を通じて資格確認を行っている。定期的に住民基本台帳情報と国保資格情報を突合し、相違があれば被保険者へ通知したり、職権異動を行っている。	
		(2) オンライン資格確認等システムを活用した資格管理の徹底	オンライン資格確認等システムにおける「資格重複状況結果一覧」を活用した適正な資格管理を行っている。	◎	オンライン資格確認等システムにより提供される資格重複状況結果一覧を活用した本人勧奨を年数回実施している。	
		(3) 広報等を活用した被保険者への周知(資格の取得喪失手続きの時期を逸しないことや、自身の資格を確認せずに保険給付を受けることの未然防止、被保険者の適用に係る周知用リーフレットの窓口配架など)	広報等を活用した被保険者への周知を行っている。	◎	国保の資格取得及び喪失については14日以内に申し出る旨や、資格喪失後に医療機関を受診した場合は返還金を請求する旨を、窓口、市の広報誌、ホームページ及び被保険者向けパンフレットなどで説明している。	

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況				
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)		
4	医療費の適正化 【方針②-1】	① 「国保ヘルスアップ事業費」の積極活用(補助金の最大限獲得)  被保険者規模別・事業区分別の最大限度獲得可能額に対する申請(執行)状況	↓ 各市町村の該当箇所を選択して記入してください。	▲	今後も「国保ヘルスアップ事業費」の積極活用を行い、事業を実施する。 申請状況 83%(67,500千円/81,000千円) 65.33%(35,279千円/54,000千円) 課題:保健事業における対象者の抽出条件をどう広げるべきか		
5	保健医療サービス・福祉サービス等の 施策との連携 【方針②-2】					1万人未満(最大補助上限額:18,000千円) 30%以上	1万人未満(最大補助上限額:18,000千円) 30%以上を達成している。
						1~5万人未満(最大補助上限額:27,000千円) 50%以上	1~5万人未満(最大補助上限額:27,000千円) 50%以上を達成している。
						5~10万人未満(最大補助上限額:36,000千円) 70%以上	5~10万人未満(最大補助上限額:36,000千円) 70%以上を達成している。
						10~20万人未満(最大補助上限額:54,000千円) 70%以上	10~20万人未満(最大補助上限額:54,000千円) 70%以上を達成している。
		20万人以上(最大補助上限額:81,000千円) 70%以上	20万人以上(最大補助上限額:81,000千円) 70%以上を達成している。				

※最大補助上限額については、先進的かつ効果的な保健事業による加算分は除く

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
6	広報事業の共同実施 【方針①-1】	① 広報共同実施の年間スケジュール計画に基づき実施	年間スケジュール計画(広報共同実施)に基づき実施している。(マイナ保険証の登録勧奨を含む)	◎	年間計画に基づき、市の広報誌やホームページ、公式SNS等を用いて広報を実施。 6月:保険料決定・納付のお知らせ、保険料の計算方法、納付方法 8月:特定健診・人間ドックの受診勧奨、資格管理の適正化、第三者求償の周知 10月:被保険者証廃止後の制度、マイナ保険証登録・利用の勧奨、ジェネリック医薬品の利用促進

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
7	広域化調整会議の進め方 【方針①-2】	① ブロック内市町村の連携についての基本的な考え方にに基づき実施	ブロック内市町村との連携を図っている。	◎	オブザーバー参加など会議に際して連携し、ブロックとしての意見集約を行うなどして、ブロック内で連携を取っている。

項番	項目	【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)	
		目標計画	取組内容			
8	保険者努力支援制度評価点獲得 取組評価分(市町村分) 【努力①-1】	① 配点が高いものうち得点の低い項目の評価点向上(全国平均超え)				
		(1) 共通① 特定健診 5.52/40 得点率(13.8%)	共通① 特定健診 大阪府平均得点率13.8%以上を達成している	×	受診率が目標値に達していないため、はがきやSMS等を活用した個別受診勧奨や様々な機会を通じた啓発を行う。また若年層の受診率が低かったことから、特定検診に検査項目をプラスした国保プラス検診を新たに実施し、受診率の向上に繋げる。 (大阪市 得点:5/40(得点率12.5%)) (堺市 得点:0/40(得点率0%))	
		(2) 共通① 保健指導 0.64/40 得点率(1.6%)	共通① 保健指導 大阪府平均得点率1.6%以上を達成している	×	実施率が目標値に達していないため、医療機関からの利用勧奨及び保健指導を早期に実施してもらえるよう医療機関向けの研修会を実施し啓発を行う。また、未利用者に対し市から個別利用勧奨を行い、実施率の向上に繋げる。 (大阪市 得点:▲15/40(得点率▲37.5%)) (堺市 (得点:0/40(得点率0%))	
		(3) 共通① メタボ 7.8/25 得点率(31.2%)	共通① メタボ 大阪府平均得点率31.2%以上を達成している	×	減少率が目標値に達していないため、特定健診実施後に医療機関からの結果説明に加え、市からも経年比較できる結果通知表を送付し、日頃の生活習慣の改善ポイント等を示すことで減少率の向上に繋げる。 (大阪市 得点:0/25(得点率0%)) (堺市 得点:0/25(得点率0%))	
		(4) 共通② がん検診・歯周疾患健診 23.27/65 得点率(35.8%)	共通② がん検診・歯周疾患健診 大阪府平均得点率35.8%以上を達成している	×	がん検診:受診率が目標値に達していないため、健診ガイドや啓発ポスターを通じた特定健診との同時受診の推進、はがきやSMS等を活用した個別受診勧奨など、様々な機会を通じて啓発を行い、受診率の向上に繋げる。 歯周疾患健診:受診率が目標値に達成していないため、様々な機会を通じた啓発や、SNSを活用した受診勧奨を行い、受診率の向上に繋げる。 (大阪市 得点:5/65(得点率7.7%)) (堺市 得点:5/65(得点率7.7%))	
		(5) 共通⑥ ジェネリック 33.48/90 得点率(37.2%)	共通⑥ ジェネリック 大阪府平均得点率37.2%以上を達成している	◎	(大阪市 得点:90/90(得点率100%)) (堺市 得点:80/90(得点率89%))	
(6) 固有① 収納率 16.5/100 得点率(16.5%)	固有① 収納率 大阪府平均得点率16.5%以上を達成している	▲	団塊世代の後期高齢への移行、保険料改定(11%)や物価高の影響などの要因により前年度実績等を下回った(1市)。 (大阪市 得点:0/100(得点率0%)) (堺市 得点:40/100(得点率40.0%))			

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)	
		目標計画	取組内容			
9	保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分(事業の取組評価) 【努力②-1】	① 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)事業費連動分 全項目達成(全市町村とも)				
		(1) 事業①国保一般事業を1事業以上実施する。	事業①国保一般事業を1事業以上の実施(ブロックで40%以上達成)	×	健康教育や健康相談、歯科に係る保健事業について全市民を対象に実施しているが、その内訳として国保被保険者数の実績等を把握できていない。	
		(2) 事業②生活習慣病予防事業を2事業以上実施する。	事業②生活習慣病予防事業を2事業以上の実施(ブロックで70%以上達成)	×	実施:ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。(1市) 課題:dの特定健診未受診者対策事業を2事業実施しているが、特定保健指導の未利用者への勧奨はがきを対象者全員に送付しているため対象外となっている。(1市)	
		(3) 事業②のf)、g)またはh)を実施する。	事業②のf)、g)またはh)を実施(ブロックで50%以上達成)	×	40歳未満の被保険者を対象に人間ドックは実施しているが、特定保健指導と同等の保健指導を実施していないため。	
		(4) 事業③生活習慣病等重症化予防対策を実施する。	事業③生活習慣病等重症化予防対策の実施(ブロックで90%以上達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		(5) 事業④医薬品の適正使用を推進する取組を実施する。	事業④医薬品の適正使用を推進する取組を実施する。(ブロックで30%以上達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		(6) 事業⑤PHRの利活用を推進する取組を実施する。	事業⑤PHRの利活用を推進する取組の実施(ブロックで10%以上達成)	◎	実施:ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。(1市) 課題:糖尿病性腎症重症化予防事業で、食事記録アプリなどPHRを活用して、保健指導を実施しているが、PHRにかかる事業費として発生していない。(1市)	
		(7) 事業①②③④それぞれから1事業以上実施する。	事業①②③④それぞれから1事業以上の実施(ブロックで20%以上達成)	×	健康教育や健康相談、歯科に係る保健事業について全市民を対象に実施しているが、その対象を国保加入者のみに限定していないため	

項番	項目	【P(plan)】 目標計画		実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)	
		目標計画	取組内容			
10	保険者努力支援制度評価点獲得 事業費連動分(事業の取組内容) 【努力②-2】	① 保険者努力支援交付金(予防・健康づくり支援)事業費連動分 全項目達成(全市町村とも)				
		(1) ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせる総合的に事業を展開している。	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせる総合的に事業を展開している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		(2) 性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している。	性・年齢別等の視点に加え、地域ごとの分析を実施している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		(3) 事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している。	事業の計画、実施、評価にわたり、第三者の支援・評価を受け、事業に反映している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	
		(4) b)を申請している場合、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析を行い、一体的(国保・後期・介護)に事業へ活用している。	b)を申請している場合、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析を行い、一体的(国保・後期・介護)に事業へ活用している(ブロックで100%達成)	—	—	
		(5) l)を申請している場合、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している。	l)を申請している場合、医療費適正化効果や対象者の減少数等の目標値を設定した上で、地域の医師会・薬剤師会等の医療関係団体と連携して事業を実施している(ブロックで100%達成)	◎	ヘルスアップ事業計画書を府へ提出しており、今後も継続して取り組む。	

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
11	適用の適正化(資格管理) 【特定1】	① 国保未適用者等の的確な把握(窓口来所者に対し、就労状況や社保適用の有無を確認するなど、丁寧な確認の徹底)	未適用者(社保離脱で国保未加入者)の就労状況や、日本年金機構から得られる情報の活用により適用に漏れがないか確認するなど、丁寧な確認を徹底している。	×	資格に関する届出や納付相談時に、世帯の社保適用状況を確認しているが、来訪以外で国保未適用者(社保離脱で国保未加入者)の的確な状況把握はできていない。ホームページやリーフレット等で制度の周知を図っている。
		② 早期適用を図るための適切な対策(住民全体に対し、適用条件の周知及び早期届出の徹底)	住民全体に対し、早期届出を徹底している。	◎	各種届出や相談などで被保険者が窓口に来訪した際、14日以内の資格取得・喪失届出が必要がある旨を説明している。また、ホームページやパンフレット、資格関係の帳票送付時の封筒等で制度の周知を図っている。
		③ 適用の適正化月間(○月)の実施	適用の適正化月間を○月に設定している。新たに設定する場合は、5月を適正化月間に設定し、それぞれ広報活動、適用の勧奨や調査など取組みの強化を図っている。	◎	適用の適正化月間を設定。(8月 1市、奇数月 1市) 情報集約システムから提供される資格重複ファイルを活用し、社保と国保の資格が重複している対象者に勧奨通知を行い、職権処理している。

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
12	高額療養費の計算方法等 【特定2】	① 高額療養費の支給申請手続きの簡素化の実施	全年齢を対象とした高額療養費の支給申請手続きの簡素化を実施している。	▲	実施:令和7年8月から運用開始。市広報紙・市HP・公式SNSにて周知。(1市) 未実施:令和7年度中にオンラインでの電子申請の開始、自動償還の実施を検討している。(1市)

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
13	保健事業(特定健診受診勧奨) 【特定3-1】	① 特定健診未受診者に対する受診勧奨の徹底	特定健診未受診者に対する受診勧奨を実施している。	◎	SMSやはがきを用いた未受診者勧奨を実施。

		【P(plan)】 目標計画	【D(do)】 実施状況		
項番	項目	目標計画	取組内容	実施状況	・実施している「○」場合は実績数値等 ・実施していない「×」場合は理由及び課題(実績数値等も含む)
14	保健事業(健康管理) 【特定3-2】	① 被保険者に対し、自身で行うべき予防・健康づくりの取組推進(アスマイルの利用登録勧奨を中心に)	被保険者に対し、アスマイルの利用登録勧奨(アスマイルに準じたアプリも含む)を実施している。	◎	予防・健康づくりに被保険者自身が取り組むよう、各種通知(受診券、医療費通知など)送付時や窓口へのチラシ配架、アスマイルの登録案内を掲載したポスターの掲出など、アスマイルの利用登録勧奨を実施している。